

介護保険料の決定通知書を 7月中旬に送付します

第1段階から第3段階の方（低所得者）の保険料の軽減強化を実施します

令和2年度の保険料額は、次のとおりとなります。詳しくは決定通知書に記載されている段階と年額をご確認ください。

段階	対象者の要件	保険料(年額)	
		令和元年度	令和2年度
1	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	28,170円	22,540円
2	世帯全員が市民税非課税 ・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超～120万円以下	46,950円	37,560円
3	・課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	54,470円	52,590円

※ 第4段階から第9段階の方の軽減はありません。

特別徴収（年金から保険料が天引きされている方）

今回決定した年額保険料から4・6・8月分を差し引いた額を10・12・2月に徴収します。

来年度の4月の保険料は2月と同額で徴収します。

※ 金額等が変更になる場合は別途通知します。

普通徴収（納付書で保険料を納めている方）

今回決定した年額保険料から1～3期分を差し引いた額を4期（7月）以降も、毎月納付書で納めていただきます。

※ 10月から特別徴収が開始される場合もありますので、決定通知書の期別（月別）保険料額をご確認ください。

保険料の軽減制度

災害（震災・風水害・火災等）・失業等で保険料の納付が困難な場合の納付猶予・減免の制度や、保険料第3段階で生活に困窮している方の保険料軽減の制度があります。

お問合せ 介護保険課 ▷保険料 ☎21-3033
▷納付相談 ☎21-3037

65歳からの健康づくり！ プラチナフィットネス （第1期）参加者募集

市では、高齢者が元気でいきいきとした生活を長く続けられるよう、運動実践と講話による4種類の介護予防教室を開催します。

詳しくは本紙に折込の「プラチナフィットネス（介護予防教室）」をご覧ください。

お問合せ 高齢福祉課 ☎21-3081



高齢者肺炎球菌感染症 予防接種費用の助成

今年度の「肺炎球菌ワクチン」定期接種の対象者は下記のとおりです。市内の委託医療機関で助成による接種が受けられます。

対象者 過去に「23価肺炎球菌ワクチン」を接種したことがない方で、

接種対象者

- ① 右表の生年月日に該当する方（対象年齢の方には7月中旬に案内を送付します。）
- ② 接種日に60～64歳で身体障害者1級相当の心臓、腎臓、呼吸器の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を有する方

対象年齢	生年月日
65歳	昭和30.4.2～昭和31.4.1
70歳	昭和25.4.2～昭和26.4.1
75歳	昭和20.4.2～昭和21.4.1
80歳	昭和15.4.2～昭和16.4.1
85歳	昭和10.4.2～昭和11.4.1
90歳	昭和5.4.2～昭和6.4.1
95歳	大正14.4.2～大正15.4.1
100歳	大正9.4.2～大正10.4.1

期間 8月1日(土)～令和3年3月31日(水)

費用（自己負担額） 4,000円

※ 令和2年度市民税非課税世帯（生活保護受給世帯を除く）の方は自己負担免除

お問合せ 保健予防課 ☎32-1547

介護保険料決定通知書を大切に保管してください

第1・第2・第3段階の表記がある決定通知書は、高齢者肺炎球菌感染症予防接種、高齢者インフルエンザ予防接種の自己負担免除の確認書類に使用できます。（令和2年7月以降に発行されたものに限りません）

成年後見センターのご案内

判断能力に不安のある高齢者や障がいのある方の生活・財産管理に関する成年後見制度の相談に無料で応じます。

受付時間 月～金曜日 午前9時～午後5時
（祝日を除く）

開設場所・お問合せ

成年後見センター（あいよる21内） ☎23-2600

